

会報

# いしかわ

1994.7. No. 14



百万石まつり



石川県行政書士会

## 目 次

会長あいさつ.....	1
定時総会.....	1
受賞者のことば.....	4
会務報告.....	5
特別委員会.....	6
特別研修会.....	7
各部の活動状況.....	10
支部だより.....	12
特別寄稿.....	13
意見箱のコーナー.....	17
会務日誌.....	19
会員の動き.....	20
編集後記.....	20

《参考資料》経審関係改正様式

# 会報 いしかわ

## 広域的な業務提携について

会長 山本 嘉 雄



平成6年度の定時総会も、去る平成6年5月27日午後2時から七尾市和倉町「美湾荘」に於いて開催されました。

出席会員のご協力により提出された全議案が原案通り可決決定されたので、執行部といたしましては、今後会員各位の協力を得ながら平成6年度の事業の執行に向けて力強い推進をしなければならぬと決意いたしております。

特に今年度、われわれ行政書士会が行政書士制度の発展のため、広域的業務の連携を深める必要があると存じます。中部地方協議会の役員会、ならびに北陸三県の連絡会の会合や同じく「行政手続法について」の研修会を、関係者の協力を得ながら本県で開催することといたしました。そうした広域的連携の中から、今後は業務に関する各種の研究を行いかにかすれば職域の確保拡大がはかれるかを考えなければならぬと存じます。そうした意味で今後研修会開催にも力を入れていきたいと思っています。

会員各位もご承知のように、今、国内の政財界で規制緩和の議論が沸き上がっている中、われわれ行政書士の業務が規制緩和によってどのような影響を受けるのか心配しているところであり、今後の情勢を見守っていききたいと思っています。

今後本会の事業の遂行については、積極的に取り組み実りある成果をあげたいと考えています。また広域的業務の連携にも力を注ぎ、共に成果が上がるように努力する所存であります。

今後とも会員各位のご協力をお願い申し上げます。

### 定時総会

#### 職域開拓を推進せよ

#### 定時総会開催

去る5月27日午後2時より七尾市和倉町の「ホテル・美湾荘」において平成6年度の定時総会が開催され、活発な討議が繰り広げら

れた。また、懇親会は和気あいあいの内に進み一層の親睦が深まった。

総会は芽野総務部長が司会をし松原副会長の歓迎を込めた開会挨拶で始まった。つづいて、山本会長の活動報告を折り込んだ挨拶があり、業務経歴20年以上会員に対する表彰（4名）と、受彰者代表浜田会員から謝辞があった。



来賓各位を代表し、石川県知事代理総務部総務課長三守昭夫氏並びに石川県土地家屋調査士会会長林要建氏から挨拶をいただいた。

なお、当日の来賓者は同氏のほか石川県総務部総務課主事加藤健一氏、石川県司法書士会副会長松尾学氏、北陸税理士会石川県支部連絡協議会会長代理登美昇氏であった。また、石川県知事谷本正憲氏をはじめ日行連会長、日行連中部地協会長、近隣行政書士会会長各氏からの祝電等披露があった。

司会者が総会の成立要件である会員総数及び出席者数（委任状を含む）と本総会が適法に成立したことを報告したあと、議長選任について議場に提起したところ、司会者一任の声があり異議なく大星正嗣氏（七尾）を拍手で選任した。大星議長は、早速就任の挨拶をしたあと議事録署名人としての場会員（金沢）太田勉会員（七尾）を指名し議場も承認ののち議案の審議に入った。

第一号議案、第2号議案は平成5年度活動報告関連のため一括審議とし、事業報告を総務部長、決算報告を太田経理部長が各々提案

し舟元監事による監査報告を行ったのち議場に諮ったところ、前多会員・榊会員（小松）的場会員・重政会員（金沢）から次の質疑があった。

1. 旅費執行と伝達研修会等の開催について
2. 特別委員会の活動状況について
3. 顕彰規定と感謝状の贈呈について
4. 交際費の明細について

以上に対し、会長、埜田副会長、総務、経理、浜井業務指導の各部長が答弁したが、「調査して後日返答する」とか「今資料が無い」の答弁がままあり、次回から総会には適切に答弁するべく改善を求める声が聞かれた。議長はこの他の質疑を議場に求めたが特段の質問者がなかった。よって参加者の拍手により承認可決した。

引続き議長は、第3号議案、第4号議案についても関連するため一括審議とすることを提案し、事業計画案を総務部長が、予算案を経理部長が提案し議場に諮ったところ、前多会員（小松）から予算案の提案につき「前年

度決算の踏襲ではないか」との質問があり、執行部から「従来の予算編成ではなく、各部の事業計画案に基づき提案したものである」「事業計画案も従来より具体的計画を各部が提起し、理事会で討議し総会議案とした」と答弁があった。また、支部研修会補助金についての質問に対し、講師を準備するなど内容面で充実し行政書士会や会員の利益に資する研修会については積極的に補助するとの答弁があった。小川会員（金沢）は、議案全体に対する賛意を表したうえで、予算案欄外文に「ただし、事前事後に理事会承認を得ること。」と加筆すべきを提案し審議の結果全会一致加筆修正となった。議長は他に質疑を求めたが質問者がなく「異議なし」「採決を求める」の声により議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

第5号議案その他 で議場から舟元会員・荒井会員（金沢）藤井金沢支部長の発言があり、会長 埜田副会長が答弁した。内容は次のとおりであった。

- ① 建設業許可申請書作成業務紹介希望調査の再調査を行わないか。
- ② 最近の広報誌「会報いしかわ」への注文
- ③ 金沢支部総会での決議事項の報告

以上のほか質問者の無いことを確認した議長は、本総会の議事が終了した事を宣し議事進行の協力に対する感謝を含めた退任の挨拶をし、議場は拍手でその労をねぎらった。

最後に町田副会長から本総会開催にあたり会員各位並びに七尾支部のご協力へのお礼と、公私ともに今後の活躍を祈念した閉会のことばがあり終了した。

○ 承認可決された議案

- 第1号議案 平成5年度事業報告
- 第2号議案 平成5年度決算報告の承認について
- 第3号議案 平成6年度事業計画（案）の承認について
- 第4号議案 平成6年度予算（案）の承認について

◎ 会長表彰

業務経歴20年以上

金沢支部	副 田 外喜二
	長 永 勇
七尾支部	松 田 豊
珠洲支部	濱 田 はつみ





## 受賞者のことば

### 「よろこびの毎日」

金沢支部 福田外喜二

今般、石川県行政書士会から永年勤続者として御表彰戴いたのでありますが、とり上げて何らの事績もないので私としては恥ずかしい限りですが、思いつく事すこし申し上げ一文を云われた責を果たしたいと思います。

生まれつき身体も弱く、筆硯のみに親しむことの多かった自らを確かめ、昭和43年第一次の社会保険労務士資格試験を受け、次に48年10月本会の会員としてお仲間入りさせていただきました。53年秋には勤め先を終え、竹馬の友人の励ましもあり開業致しました。

業務内容は建設業の許可、農地の転用などですが、先輩の御紹介により安江金箔工芸館の設立の執筆に当らせて戴きましたが果しなく美を追究する方々の勤勉さ質素さ徹底した哲学を聞かせて戴き大感動でした。

お得意様の数は誠に少ないのですが「80才を過ぎてても元気でやって下さいよ」と言ってお下さる方の言葉に支えられ、喜びの毎日です。

### 20年表彰の意義

金沢支部 長永 勇

昨年は税理士会の20年表彰、今年は行政書士会の表彰と連続したが全く早いものであった。大きな病気もせず、ここまで無事にこれたのは両会やまわりの人達のお蔭であった。

各士業は約3,000種といわれる行政書士業務が基礎にあってその上に各士業務が独占的にある訳だから行政書士業務は縁の下の力持ち的存在ですべてに隣接した重要一般業務といえる。

さて、小生は20年前の総会と今年の総会に出席して当会はあまり進歩していないことに気がついた。業務拡大や会の運営、レベルアップなど今年の総会においてはもう少し進歩のあとが欲しかった。士業の自覚と常日頃からの適切な処理が望まれるところである。

今や20年表彰がすんでさらに新しい道を求め、社会に貢献したい。その一里塚としての貴会よりの表彰に感謝致します。

### 勤続20年の表彰状を受けて

珠洲支部 浜田はつみ

成り行きまかせのぬるま湯の中で、平々凡々と何となく過ごしていた開業16年目の平成元年の秋、突如として身体を襲った耳の下の小さな痛み、痛くもないため一年間放置し病院へ行った所、悪性と診断され約8時間にも及ぶ大手術となり、ここ2、3日が山だとも言われ、いつ死に陥っても不思議ではない私が術後、本会理事に選任され役員を努められるような器ではない事は私が一番知っているくせに、それでもこうして生ききていられる事に何よりも感謝し、今は業界の重要課題である代理権の獲得が出来る事を願いつつ、会の為に微力ながら力になりたいと思っています。

事務所に掲げた勤続20年の表彰状を必ず朝一番に眺め気を引き締めて一日一日を大事に生きて行こうと思っている昨今です。

合掌



## 会務報告

### ○第1回理事会

去る4月24日午後1時30分より石川県行政書士会会議室において理事会が開催された。

まず、山本会長の開催目的説明を含めた挨拶で始まった理事会は、会長が議長となり議事を進めることを確認し、議案審議に入った。

第1号議案の平成6年度定時総会議案書案のうち事業報告・決算報告を総務担当が読み上げ提案したところ、若干の字句や書式訂正のほか、決算内容や手続きに重大な瑕疵があるのではないかなどの意見が出されたが総会日程の都合もあるため執行部で再検討することで承認可決した。つぎに新年度事業計画案と同予算案につき総務担当から提案があり審議のあと承認可決した。議案内容としては従来の抽象的提案から具体的事業計画案の提案へと前進させたこと、また予算案についても事業計画に基づき積算したことの説明があったが、その際経理担当の職務不誠実を指摘する声が理事から聞かれた。

最後に、今回はじめて能登地区で開催する総会であり地元支部の協力もあるのでぜひ成功させようとして確認した。主議案は、本年度定時総会議案の審議であったが、資料等の準備不足と担当部長の欠席などに加え、審議時間不足のため充分審議をつくしたとはいえない内容だった。もっと審議し尽くせる様準備すべきだとの声もあった。

### ○第2回理事会

去る6月18日午後1時30分より理事会が石川県行政書士会会議室において開催された。

会長から先の定時総会の成功に対する謝辞と総会決議の具体的実施計画の審議を求める

挨拶で始まり、議案審議に入った。

事業計画の審議のため各部から具体的計画が順次報告されたが、特に法規企画部と総務部が中心となって計画されている「行政手続法について」の研修講演会は、北陸三県行政書士会の共催によることと共に今後の行政書士法改正にまで影響を与える重要な事業であると思われる。このことを会員各位に周知徹底し会員内外から多数の参加で成功させることで衆議一致した。また業務指導部で計画されている「農地法関係研修会」の実施内容の確認と成功のため協力に推進することの二案が当面の重要課題として決議された。

次に特別委員会から、前報告以後の詳細な活動と現在の問題点などが報告され引き続き某建設協と直接交渉を進めることを確認した。

この他会務の民主的運営に関する討議も活発に行われたが会の活性化と役員会の真摯な取り組みによるものであり、今後とも会則等の改正を含め検討していくべきとなった。

## 日本行政書士会連合会定時総会 並びに政治連盟定期大会の報告

金沢支部 小泉 山男

平成6年度の日行連定時総会並びに日政連定期大会に出席しましたので報告します。

1. 日時 平成6年6月23日(木)午前10時から24日(金)12時まで

2. 会場 福岡市 ホテル日航福岡

3. 会議概要

イ 日行連関係(第1日、第2日)

構成員230名、出席214名で、議長に岩木重和氏(福岡)、副議長に岡山義昭氏(宮崎)が選任され審議に入った。

全議案(第1. 2. 3. 4号)はあら

かじめ出された質問事項（代理権、車庫証明、申請取次行政書士等128件）が集約され執行側答弁の上、提案どうり承認可決された。

ロ 日政連関係（第2日）

構成230名、出席210名で議長に熊畑善次氏（佐賀）、副議長に松村広士氏（熊本）が選任され審議に入った。

全議案（第1. 2. 3. 4号、役員補欠の追加議案5号）はあらかじめ出された質問事項（会費納入、法改正代理権等28件）について執行部答弁の上、提案どおり承認可決された。

なお、会議の要点として会長の言葉、執行側等答弁により次のとおり一部上げておきます。

1. 法改正（申請手続代理業務の位置付け、代理権取得）は折衝を進めており、更に6月にはいって「会計調査人」制度についても衆議院予算委員会第3部会において社会党の和田貞夫議員から質疑が出され、石井自治大臣等から前向きな答弁を得ている。
2. 経団連からの規制緩和に関する要望については政府（自治省）は取り合わない。制度は大変な時期になっている。これをどうするかに取り組んで行く。行政と国民に認められるように団結して行かねばならない。

以上

## 中部地方協議会定時総会に参加して

副会長 松原 政義

平成6年6月5日岐阜長良川ハイツで中六定時総会が開催され、山本会長・小泉相談役・埜田副会長・松原が代議員として出席しました。総会は午後2時開会、前田副会長の開

会の辞、青木会長挨拶、「調和と親睦」が目的であり有意義な総会にして欲しいと述べられた。来賓の住吉日行連会長が「中部協議会の活動に敬意を表する」とあいさつ。議長に青木会長を選出する。議案は理事選任、平成5年度事業決算、平成6年度事業予算案の承認可決。次期開催県「愛知県」承認。杉山岐阜会長を座長として意見交換に入る。農地転用業務、北陸建設業協同組合との合意確認に至るまで（石川会）、入管車庫証明代理権等多く提案されました。石川会提案は特に取りあげられ意見が多かった。三重で県OB会員で県行政事業の嘱託により職域拡大のこと勉強になりました。住吉日行連会長より、告発と云う闘う姿勢より話し合い解決を望みたい。法改正車庫証明も協調と信頼関係を大切にしたい。石川会はその点手本である。

## 特別委員会

### 特別委員会経過報告

副委員長 北岸 正彦

未だかつてない盛り上がりの中で行政書士業務違反団体に対する特別委員会が理事会において承認され、会長より下命があり、本年1月7日委員会が組織され構成メンバーは副会長、各部長、副部長の中から選任された。

特別委員会は、対象団体を日協同組合に絞り込み、愛知県、岐阜県の先進地の門戸を叩き豊富な事例を徹底研究し、集中的且つ短期日に徹底調査をし、告発資料を収集した。

当該組合は設立以来、継続して建設業許可申請及び経審、指名願等の書類作成及び提出代行を行ってきており、事業目的にも明分化されていたため、指導的立場である石川県中



小企業団体中央会及び石川県商工労働部企業経営課に問題を投げ掛ける結果となった。

当該組合は言うに及ばず、中央会及び石川県は深刻な問題として受けとめ、急転直下、石川県が仲立ちとなって協議することとなった。

結果、5月16日本会事務所において石川県、中央会が立会人として出席の下、当該組合と石川県行政書士会との間に合意書が交わされた。

この成功事案は全国的にみても皆無と思われる、今後、他の行政書士業務違反団体に対する模範的事例となったと確信するものであります。



森 西屋 平良 山本当会長

全国建設工事業国民健康保険組合  
組織副委員長  
北陸建設業協同組合

理事長 森 大

石川県商工労働部企業経営課

団体指導係長 西屋 正房

石川県中小企業団体中央会総務課

課長 平良 亘

## 特別研修会

### 「行政手続法について」の北陸三県行政書士合同研修会の開催案内

法規企画部長 山岸 清

この度、北陸三県行政書士会が合同で下記のとおり、みだしの研修会を開催することとなりました。

この法律は、本年10月1日から施行される新しい法律であって、行政庁に対して行う各種申請及びこれに対する行政庁の処分手続きなどを対象とするものであり、われわれ行政書士にとって最も関係の深い法律であります。

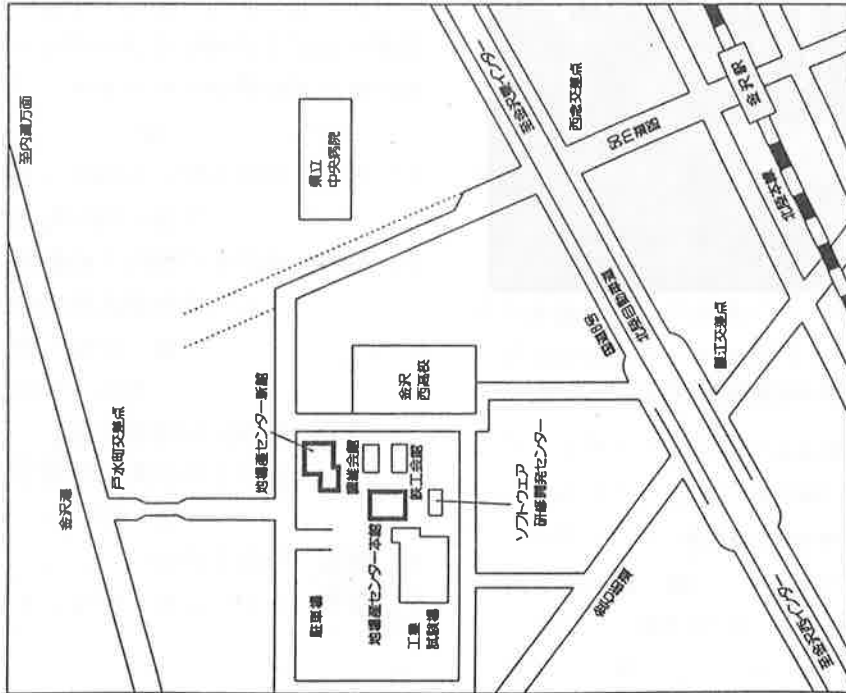
今回、この法律の施行について直接その業務を担当しておられる、総務庁行政管理局「行政手続法施行準備室長 江澤岸生氏」に特別にお越しを願い、ご講話をいただくこととなりました。またとない機会と考えます、どうぞ是非ご出席いただきたくご案内申し上げます。

また、この研修会には、北陸三県地方自治体の係官及び静岡・愛知・岐阜・三重の各行政書士会にも参加を呼びかけており、既に参加の申入れを受けております。

記

1. 日時 平成6年7月29日(金)  
午後1時から3時まで
2. 場所 金沢市戸水町イ80番地  
石川県地場産業振興センター  
☎(0762)68-2010  
(別紙 略図参照)
3. 講師 総務庁行政管理局  
行政手続法施行準備室長  
江澤岸生氏
4. 演題 行政手続法について
5. 資料 当日、会場で配布します。

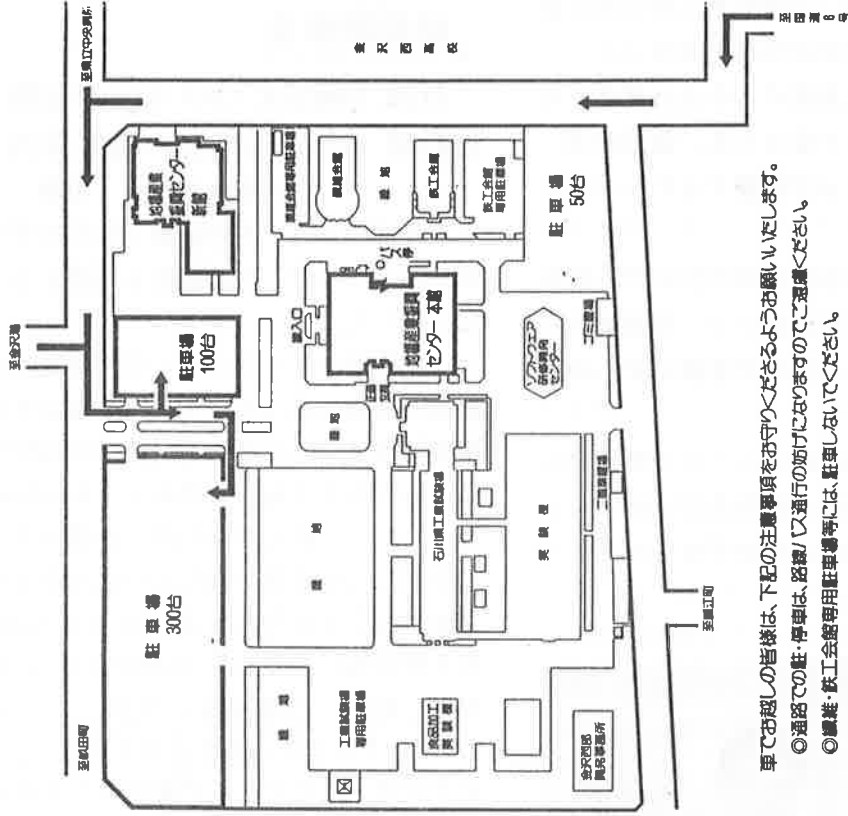
地場産業振興センター周辺図



交通機関車北鉄バス「工業団地線」産業振興センター行  
 香林坊(第一駅前)出発  
 金沢駅西口徒歩約5分  
 約1時間45分  
 タクシー/金沢駅西口から約5分

石川県地場産業振興センター  
 〒920-02 金沢市戸水町180番地 TEL.69-2010 FAX.69-2859

地場産業振興センター駐車場指定図



車でお越しの皆様は、下記の注意事項をお守りくださるようお願いいたします。  
 ◎遠路での駐・停車は、路線バス通行の妨げになりますのでご注意ください。  
 ◎優先：鉄工会館専用駐車場等には、駐車しないください。

会場 本館 / 階 \_\_\_\_\_

主催者の方は、あらかじめお集まりの皆様にごの地図をお付してください。

(財)石川県地場産業振興センター

平成 6 年 度

## 行政書士基礎講座のご案内

国民と行政とのかけ橋として重要な役割を担っている行政書士の業務は、近年ますます複雑・高度化してきており、かつ迅速・正確な対応へのニーズが高まってきております。このような時代の要請に応えるためには、現代社会に適應する行政書士業務の基礎的知識の習得及び行政書士としての共通認識、責任・自覚の育成が必要となってきます。

こうした情勢を踏まえて日本行政書士会連合会では平成6年度、各地方協議会・単位会の協力を得て、全国新入会員を対象として行政書士基礎講座を下記のとおり実施することといたしました。該当会員の積極的な参加を期待します。

— 記 —

- 1 対象者：行政書士の新入会員及びそれに準ずる会員（入会3年以内の会員を目安とする）
- 2 開催日程：

開 催 日	開 催 地	時 間
10月7日（金）～8日（土）	東京・行政書士会館	第1日： 13時～17時
10月28日（金）～29日（土）	福岡・電気ビル	
11月4日（金）～5日（土）	大阪・大阪YMCA会館	第2日： 9時～正午

- 3 カリキュラム：

	時 間	科 目
第1日	13:00～13:10	オリエンテーション
	13:10～13:40	行政書士の業務分野
	13:50～14:50	書類作成の基礎知識
	15:00～16:00	報酬額の算定方法
	16:10～17:00	パソコンの活用方法
第2日	9:10～10:50	平板測量・作図の方法
	11:00～12:00	行政書士法と関係法令

- 4 受講料：1万円（テキスト代含む）
- 5 講師：日本行政書士連合会役員、顧問、他。
- 6 開催場所：東京／行政書士会館 〒153 東京都目黒区青葉台3-1-6 Tel.03-3476-0031  
福岡／電気ビル 〒810 福岡市中央区渡辺通2-1-82 Tel.092-781-0685  
大阪／大阪YMCA会館 〒550 大阪市西区土佐堀1-5-6 Tel.06-441-0893
- 7 定員：各会場とも100名（先着順）

- 8 申込方法：電話で所属単位会に受講希望会場を告げお申込みください。細部説明書をお送りします。
- 9 申込期限：東京会場／平成6年9月9日。福岡・大阪会場／平成6年9月30日。
- ◆主催／日本行政書士会連合会 ◆協力／地方協議会・単位会

## 各部の活動状況

### 建設業法の改正について

日政連 石川県支部  
幹事長 茅野 勇平

今般、建設業法が「不良不適格業者の排除の促進と建設工事の適正な施工の確保に資する」として改正されました。改正は、①許可要件の強化②経営事項審査制度の改善③工事の適正な施工の確保と請負契約の適正化④監督の強化⑤許可の簡素合理化の五つの要件からなっております。ここでは各項目の詳細に触れませんが、特に私達の業務の上で関係のある⑤許可の簡素合理化に関して申し述べます。許可の簡素合理化で変更するのは、許可の有効期間が3年から5年に延伸されたことです。これは、規制緩和の政策に添ったものといえます。しかし、これには重大な事柄がひそんでいます。それは、許可要件の中に毎年の決算終了後3カ月以内に営業年度終了報告書いわゆる変更届の提出が義務付けされていますが、現状では適正になされておらないのが実情です。そもそも建設業法の立法精神の一つに「一般国民消費者の建設業者選択に支障が生じないよう、閲覧制度を充実する」ことがうたわれております。その観点から見て変更届の期限内提出が適正に履行されていないと一般国民消費者を保護することは到底出来ません。言葉は悪いですが、有効期間を延伸すれば、その期間も含めてますます建設

業者を野放し状態に置くことになりかねません。このようなことに重大な関心を一人一人の行政書士が寄せて、許可申請に係る実務者として法の研究あるいは法に関する提言を行なうことが必要と考えます。

平成6年6月20日に開催された参議院建設委員会で、建設業法の一部を改正する法律案に対する付帯決議の中で「閲覧制度を充実するため、変更届の履行につき適正な指導を行なうこと」を東京都行政書士会のご努力で決議を勝ち取ったことをご報告します。これは、我々にとって大きな一歩といえます。一般国民の権利を擁護し、義務の履行に寄与することを使命とする我々行政書士は、大いに頑張らなければならないと考えます。

### 新年度事業計画

法規企画部長 山岸 清

今年度における、当部の事業として次の事項を計画し、その実施を予定しております。

#### 1. 北陸三県行政書士会合同研修会の開催

行政手続法が本年10月1日から施行されることにともない、北陸三県行政書士会が合同で後記のとおり、総務庁行政管理局の「行政手続法施行準備室長 江澤岸生氏」をお招きし、同法の概要についてご講話をいただくことになりました。

#### 2. 会則、規則の全般的見直し

現行の各規程が、行政書士の業務遂行に適合しているか、改正すべき点の有無について

検討を行い、整備する。

3. 見直し後の、会則、規則を一冊にまとめた例規集を作成、会員に配布する。

## 新年度の広報活動について

広報部長 藤井 國穂

会員の方々のご支援ご協力により会報の発行も今回で第14号となりました。紙上を借りまして厚く御礼を申し上げます。広報部では、次の3項目に重点を置きまして今年度の事業を展開して参りたいと存じます。

①会報の発行

②パブリシティ活動

③業務の拡大拡充に係る情報の提供

会報の発行につきましては、年3回発行の予定が昨年度は種々の事情で2回の発行に留まり、申し訳ございませんでした。今後もより一層充実した内容の会報を発行すべく部員一同頑張る所存でございます。

今年度も強調月間中の新聞紙上の全面広告を計画しております。また、垂れ幕を制作し、そのPRに務めたいと考えております。マスコミ関係にも積極的に我々の情報を提供し、パブリシティの展開を図りたいと思います。

会員の方々を心からお待ち申し上げます。

## 本年度の事業計画について

業務指導部長 浜井 豊

本年度も昨年に引き続き業務経験の浅い会員を対象とした業務研修会の開催を予定しています。

本年度のテーマ①農地法②産業廃棄物処理法です。是非多数の参加をお願い申し上げます。また、会員の皆様には業務別研究グルー

プの活動により積極的に取り組まれるようお願い申し上げます。本年度は昨年に引き続き建設業関係の充実した活動が期待される他、車庫証明、農地法、渉外事件関係の分野でも研究活動の動きが見られますので、当部としても積極的に援助して行きたいと考えています。

また、連合会の実務担当者協議会、研修会にも会員を派遣し情報の収集に努める他、有益な業務情報を逐次会員の皆様に伝達したいと考えています。その他農地法許可申請書の行政書士専用用紙化についても研究を進める予定です。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## 平成6年度の活動抱負

監察部長 北岸 正彦

平成6年度の監察部事業は、過日の総会において承認されましたとおり、次の5項目となっています。

- (1) 非行政書士の排除と窓口規制強化の依頼
- (2) 行政書士業務違反団体への警告告発等
- (3) 官公署窓口に警告プレートを設置
- (4) 行政書士法強調月間の活動充実
- (5) 行政書士の業務に関する監察

この重点項目は、何れも重要であることは論を待ちませんが、特に本年は強調月間中陸運事務所、各土木事務所、市町村農業委員会、その他関係官公署の受付窓口に警告プレートを設置し、各許認可受付担当官への積極的アピールと、非行政書士に対する無言の自粛勧告としていきたいものです。

更にもう一つ、(5)の意味するところは何かと言えば、我々行政書士の内部監察であります。この件に関しては業務部、総務部、網紀

委員会と密接な関連があり、監察部だけで取り扱うことができませんが、委員会を組織して取り組みたい所存であります。

いずれにしても、初めての活動項目を掲げましたが、腰砕けにならないように監察部員一丸となって頑張っていきたいと決意致しておりますので、会員諸先生のご理解とご助力を賜りたく念願しております。

## 支部だより

### ◎輪島支部

平成6年度の当支部定時総会は、5月14日輪島市「のと吉」において、本会会長山本吉雄殿のご臨席をいただき、支部会員23名（委任状9名を含む）全員の出席を得て開催いたしました。

本年度の事業計画は、昨年に引続き「強調月間」の取組みと、会員の資質の向上を図るための研修を実施することなどです。

総会終了後「法人設立手続きについて」の研修会を開催し、次いで懇親会に移り盛会裡に散会しました。

平成5年度の事業として特に実施したことは、能登3支部（七尾、輪島、珠洲）の合同研修会を2回開催したことです。うち1回は「公証人制度について」を穴水町で行ないました。

この研修には、本会からも出席があり、研修終了後懇親会を開催して本会役員と3支部会員間相互の情報交換と親睦を図り、意義あるものとなりました。

### ◎七尾支部

私は、一年生支部長である。広報部から支部の活動状況についてのレポートの依頼では

あるが、以下は支部長奮戦記といった方が正しいと思っている。幸いにも経験と知識豊かな副支部長に助けられてのスタートである。事業計画に基づいて年間スケジュールを立てたにもかかわらず予定通りには行かない。自分の仕事もある。ともかく焦った。

それはさておき、支部の活動状況ということであるが、支部役員の諸先生方と相談のうえ、輪島支部長、珠洲支部長の御協力、尽力により、能登3支部での『合同研修会』を計画した。第1回を車庫証明の実務について（開催場所七尾市）、第2回を公正証書について（開催場所穴水町一泊）、さらに本会開催の建設業関連（開催場所七尾市）を含めると3回の能登3支部での『合同研修会』を開催したことである。行政書士としての連帯感を深め、情報交換を行う等実に有意義なものだったと思っている。行政書士業務そのものは、知識と経験が両輪をまわし、知識があって経験が培われ、経験があって知識を深めることだろうと思う。よって継続性のある研修会、勉強会により、まず第一に知識を深めることであり、これを念頭において本年度の支部活動を継続しようと思っている。

### ◎金沢支部

5月20日（金）山代温泉瑠璃光において28名の会員の方々の出席を得て定時総会を開催しました。総会終了後は、恒例の懇親会を開催し、盛会裡に終わりました。

総会では、現在空席の本会副会長職1名、その後任としての理事職1名の計2名の候補を満場一致をもって決定致しました。本会の定時総会におきましてもこの件に関しまして議論を致しましたが、まだ、その実現には



至っておりません。支部としては、今後もその実現に向けて努力するつもりでおります。

また、6月8日役員会を開催し、今年度の事業計画の具体化を次のとおり決めました。

1. 強調月間中の許認可手続無料相談会の実施
2. 経営事項審査の無料相談会の実施
3. 窓口規制の依頼の実施
4. その他（他の支部との懇談会、若手会員との懇談会、勉強会の育成等）

### ◎小松支部

平成6年5月19日サンピア小松において平成6年度支部総会を開催した。

本年度総会は多数の支部会員の出席があり活発な意見交換が行われ盛会であった。

本総会の決議事項の中で主なものは、支部退会者慰労規定の設置である。

これは、支部会員として、5年以上在籍した者で、職務に誠実で他の模範となった者または支部ならびに行政書士制度の充実発展に著しい功績のあった退会者に記念品を贈呈して行うものである。

総会終了後会場を替えて懇親会が行われ、和気あいあいのうちに終了した。

## 特別寄稿

### 「規制緩和とニュービジネス」

金沢支部 的場 晴次

#### 1. 今、なぜ規制緩和か

日本を取り巻く内外の情勢は政治、経済共に多難な状況にあります。戦後日本は政治の民主化と経済の復興を中心に、平和で豊かな国作りを目指して邁進してきました。政府主

導の物資及び食糧の生産、供給を優先とした加工貿易型輸出促進体制の確立は、日本を豊かで平和な経済大国として見事に復興させました。しかし、政府主導の経済優先政策は行政府の肥大化、官僚の権限強化、規制の拡大に繋がり、その結果出来た政治家、官僚、産業界の鉄の三角関係と言われる強力なスクラムは構造汚職の原因とも言われ、国内では古くは造船疑獄から最近のゼネコン汚職までの政治の金権腐敗を生み、国際的にはアメリカ、ヨーロッパ、東南アジア各国との経済摩擦の激化をもたらす一因ともなってきました。

20世紀の科学技術の進歩と発展は宇宙船地球号と言われるほどに地球の規模を縮小し、地球のあらゆる生物は宇宙船地球号の乗組員として運命共同体化されて来ています。狭くなった国際社会の中で各国の政治、経済は複雑に錯綜し合い、日本一国繁栄主義、ゴーンマイウェイの思想はすでに破綻を来しています。日本の一人勝ちと言われる巨額な貿易黒字は、戦後日本が一貫して推進して来た輸出優先、輸入規制の結果であり、その政策は世界各国、特に巨額な貿易赤字を出しているアメリカからは強硬な変更を求められて来ました。

日本が国際社会の一員として共存して行くためには輸出優先、輸入規制の政策は変更を余儀なくされており、日本の法律、規則等を国際社会のルールに合わせて輸入の規制緩和を実行せざるを得なくなって来ているのが現状であると言えます。その典型的な例がGATTで締結されたウルグアイ・ラウンドであり、日本の聖域と言われた米の輸入禁止も国際社会との共存のためには解禁せざるを得なかったのは当然の成り行きであると言えます。

このように規制緩和は戦後半世紀に渡って実施されてきた日本の政府主導型輸出促進体制を見直し、硬直した制度、古い規制を洗い出し、その底に潜む日本文化の閉鎖性を打破し、また国際社会で共存できる日本の新しい体制を築くために求められております。しかし、規制緩和によって権限が縮小する官僚の抵抗、保護された権益にしがみつく産業界、それを後押しする政治家の横車、その根底にある総論賛成、各論反対の日本人の建前と本音の違い等によって規制緩和の進捗状況は遅々として進まず、アメリカ等の外国の圧力に屈する形で行われつつあるのが現状であり、非常に残念な事と言わざるを得ません。

## 2. 規制緩和とは何か

戦後、日本が敗戦の廃虚の中から、平和で豊かな国家に生まれ変わるためには、物資、食糧の生産を優先し、政府主導の輸出中心の体制を選択したことが正しかったことは、現在の日本の繁栄で証明されています。しかし、戦後50年余りを経て一国繁栄主義は国際社会の中では、すでに時代遅れの思想となっていることは先にも述べた通り明らかです。特に、四方を海で囲まれた日本人は過去の鎖国主義の亡霊に惑わされて、国際社会とは隔絶した別世界に住んでいるという錯覚に捕らわれやすく、国際社会と連帯していかなければならないとの認識はまだ薄いと言わざるを得ません。

日本は戦後の廃虚の中で物資と食糧の増産に励み、国民の生活が向上すると共に倍々ゲームのように国内の生産は拡大し、メイドインジャパンで全てが賄える自給自足体制の確立が可能であるかのような錯覚に日本は陥っております。海外旅行で世界に日本の商

品があふれているのを間の当りにして、日本製品の優秀性を誇示する気持ちは理解できませんが、日本の輸出第一主義が世界の各国から反感を買っていることに気がつかないことは余りにも危険過ぎると言わざるを得ません。東西冷戦崩壊後、混迷する世界の中で膨大な貿易黒字を生む日本の輸出奨励、輸入阻止の政策は国際社会で日本の孤立化を招く恐れがあります。

日本は卑弥呼の時代の開国、飛鳥時代の鎖国、奈良時代の開国、平安時代の鎖国、織豊時代の開国、徳川時代の鎖国、明治時代の開国とその歴史は開国と鎖国を繰り返してきました。日本は開国の時には旧来の体制を打破し大胆に海外の文化を吸収し、鎖国の時には吸収した外国の文化を消化することによって日本独特の文化を築き上げて来ました。明治維新の開国は欧米先進諸国に迫り着くために政府主導の富国強兵、殖産振興政策を取り、封建体制から近代国家へと大胆な開国を断行しましたが、第2次世界大戦でその大半を失ってしまいました。

政府主導型生産優先輸出第一主義の原形は明治の開国にあったと言えと思いますが、戦後の日本はアメリカを中心とした連合国の強い指導の下に政治、経済、社会の民主化に踏み切り平和国家への再生を目指しましたが、政府主導型生産優先輸出第一主義は、外部に対して強固な経済鎖国体制を築き上げる結果ともなりました。戦後の復興期には生産優先、輸出奨励政策を大目に見ていたアメリカや他の国々も、日本が経済大国として復活するにつれて強固な経済鎖国体制に風穴を開けようと商品の輸入規制撤廃、資本の輸入規制撤廃等の厳しい要求が次々と出され、遂に

は規制の根幹となっている日本文化そのものまでにも、批判の目が向けられつつあります。歴史の流れは再び日本に開国を迫っており、その流れは誰にも止めることの出来ない本流となっております。今後の日本は21世紀へ向けて大胆な規制緩和を実施して、経済鎖国体制を解体して新しい開国の歴史を作っていくべきであろうと思います。

畢竟、規制緩和とは日本の長い歴史の中で深い底に沈殿して体積して来た日本文化の改革であり、日本人の根底に流れているお役所依存の体質、日本人の得意とする横並び意識と集団主義等日本独特の鎖国思想からの脱皮であるとも言えます。長年に渡って築き上げられてきた日本文化の改革には激しい苦痛と困難がともないますが、宇宙船地球号の乗組員として認められるためにも、断固とした姿勢で規制緩和を実施することが望まれています。常に激動を繰り返す国際社会の中で、国際ルールに従って国家も、企業も、個人もフリーハンドな選択の中で、それにとまなう自己責任の確立を徹底することが規制緩和の真の目的であると思います。

### 3. 規制緩和とニュービジネス

規制緩和が歴史の必然の流れであればそこには必ず新しいビジネスチャンスが生じてきます。織田信長時代の堺の商人や明治時代の三井、三菱、住友等の旧財閥は開国の時に時代の流れを巧みに先取りして、巨万の富を築き上げました。現在の日本ではこのようなチャンスは少ないと思いますが、規制緩和の流れを先取りにしてビジネスに生かすことは不況脱出の絶好の機会であると思われます。

現在、政府は経済的規制は原則自由、例外規制を基準として、また社会的規制は必要最

小限の規制を前提に6月決定を目途に検討を急いでいます。そこで、すでに発表されている規制緩和を中心に、今後のいくつかのニュービジネスの展望を試みてみました。

#### ① 酒税法の規制緩和

##### ◎ビール製造の緩和

ビールは酒税法で年間2,000kl以上の製造能力がなければ酒造免許が許可されませんでした。規制緩和によって60klにまで引き下げられました。これによって地域おこしの目玉として各地方自治体で第三セクター方式で免許取得が検討されております。民間企業でもパブレストラン、ビヤホール等が検討されており、来年の春にも日本の各地で独特の味を持つビールが楽しめます。〔新規事業として将来有望〕

##### ◎酒類販売免許の緩和

アルコール度1%以上の酒類は販売免許がなくては一般小売店では取扱いができませんでしたが、3,000㎡以上の店舗には原則として免許を付与することを検討中です。〔スーパー、小売店の競争激化で酒類価格の下落が期待されます。〕

#### ② 薬事法の規制緩和

##### ◎薬局・薬店の出店緩和

薬局・薬店には店舗毎に必ず薬剤師を配置しなければならないが、距離制限が緩和されて今後郊外型の大型店舗の出店が予想されます。〔高齢化人口の増大で薬の販売増が予想されます。〕

◎一部医薬品の薬局・薬店以外での販売許可

薬剤師がいなくても風邪薬、胃腸薬、薬用ドリンク剤等がスーパー、コンビニエンスストア、一般小売店で販売できるよう検討中

です。〔大衆薬の販路拡大、スーパー小売店の品揃え強化、売上げ増大に寄与〕

### ③ 大規模小売店舗法の規制緩和

#### ◎1,000㎡未満の出店自由化

大店審の審議を得る事なく届出だけで出店が可能となり、今後の中小小売店の出店増加が見込まれる。〔大手スーパー、中小小売店との競争激化。弱小小売店の縮小整理の増加が見込まれる。〕

#### ◎大規模小売店舗の閉店時間の延長

今まで閉店時間が午後7時迄だったのを午後8時迄に繰り下げたことによって消費者への便宜を図った。〔消費者への需要刺激が期待される。〕

### ④ 生命保険・損害保険の規制緩和

◎生命保険、損害保険会社の子会社による相互の保険の取扱の自由化

今までは生命保険会社は損保を損害保険会社は生保を取り扱うことは出来ませんでした。〔今後は保険代理店が生保、損保を自由に取扱うことが可能となります。〕

### ⑤ 銀行法の規制緩和

◎銀行の子会社による宅建業務の兼業の許可

銀行法によって銀行は子会社による他業兼業を禁じられていますが、バブル崩壊後の担保不動産の流動化を促進するために、子会社として自己競落会社の設立と宅建業の兼業が認められる。〔不動産の流動化と土地の値下がりが期待出来る。〕

### ⑥ 都市計画法、建築基準法の規制緩和

◎都市計画法の用途地域、建築基準法の容積率等の見直し。

都市計画法の用途地域が8種類から12種類に細分化され、建築基準法の容積率、建ぺい率、高さ制限が見直しされて市街地再開発、住環境の保全が図られた。〔都心の再開発が促進され、3階建住宅が増加する。〕

### ⑦ 食糧管理法の規制緩和

#### ◎米の販売を原則自由化

米の販売には食糧庁の許可が必要でしたが、今後は販売を希望する業者は登録制として自由化することを検討中。〔米の販売競争の激化、米の消費拡大につながる。〕

#### ◎特別栽培米の販売強化

低農薬有機栽培などによる良質の米を農家と消費者が契約して直接取引が可能となり、このシステムを拡大する。〔農家と消費者を媒介するブローカー等のニュービジネスが可能〕

### ⑧ 児童福祉法の見直し

#### ◎無認可保育の積極的評価

無認可保育の質的向上の推進を図るためにベビーシッター、企業内保育所、ベビールームの役割を積極的に認めて、無認可保育を「民間児童関連サービス」の名称で国が積極的に支援する。〔ニュービジネスとして民間児童関連サービスが誕生〕

### ⑨ 気象業務法の改正

#### ◎天気予報の自由化

現在、天気予報は気象庁長官が許可した事業所・団体しか出来ないが気象予報士試験に合格した気象予報士によって、自由に天気予報等の気象情報のサービスが有料で提供できる。〔天気予報の長期予報、地域別の細かな天気予報を提供するニュービジネスが誕生〕

### ⑩ 通信と放送の規制緩和

#### ◎マルチメディアの将来性

現在行われている規制緩和の中で最大のニュービジネスの宝庫と言われてはいますが、全体像はまだ霧の彼方です。具体的なニュービジネスとしてCATV（有線テレビ）を使ったホームバイキング、ホームショッピング、在宅医療サービスや衛星放送を使った世界の大学の講義の受講、世界各地との同時テレビ会議の開催等が有力視されています。

以上、無差別に規制緩和で生じるニュービジネスを述べてみましたが、いずれにしろ規制緩和の内容次第で今後の日本を大きく変える可能性を秘めていることは間違いありません。

## 意見箱のコーナー

### シベリヤ抑留の思い出

金沢支部 伊藤錬二郎

シベリヤ抑留記を書くに当り多くの亡くなった同僚の冥福をお祈り致します。昭和20年11月4日ブラゴチェンスク駅を貨車で出発。42日間で下車した所は、中部亜細亜ウズベック共和国ベゴワードの第7228収容所で、1,500人が収容されました。何しろ標高3,000メートルのパミール高原の麓で標高1,000メートルの所で、全面は天山山脈が聳えて毎日20メートルから30メートルの風が吹き、氷点下30度から45度の酷寒で防寒設備も装具服装もなく毎日発電所建設の水路掘削の土工工事です。総て工事量はスターリンノルマ表により監督がその日の出来高を測り翌日の食事の量の%が定まるので、因に土工は1人当りの量2立方メートルの掘削で100%で、永久凍結地帯で毎日が80%で従って食事も1日糧米120グラム黒パン120グラムで寒さと空腹で毎日

何人かの同僚が亡くなられ、私も3年半の重労働で腰椎圧迫でホホカの病院から24年8月故国舞鶴病院及び山中病院に入院し、10月になって戦犯の為石川県囑託として県土木部に復職した次第です。

### 行政書士会の危機

金沢支部 山本 権

行政書士会の危機をこの際強く訴える。理由、私共金沢支部会員の平成6年5月20日の通常総会において役員（副会長及び理事）の補充について同日出席会員の全会一致で承認された議案が県会総会（5月27日）に提案された際事もあろうに金沢支部会員から私はこの提案に反対しますと発言された。他支部の会員ならばいざしらず金沢支部の総会において全会一致で承認された議案が本人は何を感じたのか知らないが反対するとは何たる事か。これは組織の破壊の何物でもない。速かに本人から私共金沢支部会員全員に対し謝罪されるか当人の退会を望む。そうでないとこれからの組織運営が出来ない。参考に申し上げます。今回の補充は石川会の為を思い金沢支部副会長2名の処一名の方が病気の為辞任されたので本会の規則により俄かに支部総会に議案として提出し全会一致で承認されたものである。他支部の会員各位にはこの件深刻にお考え下さい。

### 行政書士と建設業との諸問題

金沢支部 河本 照正

現在の行政書士の仕事のうち、建設業に関する仕事のウェイトは大変大きい。

それが今、大きく変わろうとしている。

許可の期間が3年から5年に伸びるとも

に、「経審」の大幅改正、すなわち審査項目の見直し、チェックの強化、虚偽申請防止のための罰則の法制化等である。行政書士に無関係なことでない。

期間が3年から5年に延びることによって仕事が減るのか、変更届の励行強化によって増えるのか、不明である。

罰則の制定により行政書士が追及されるかも知れない。

先日ある士業の講演会に出席して聞いた話だが、贈賄を検事に追及された被疑者が、弁護士、税理士と相談して行ったと弁解することがあるらしい。現在のところ、これらの士業者が共犯、教唆犯として起訴された例はないが、可能性があるので十分注意が必要とのことであった。

刑事処分に至らなくても、行政処分を受ける可能性もある。

今年の秋から、新制度の「経審」が行われるので、行政書士としての節度と再勉強が必要と自分に言い聞かせている。

## あ る 想 い 出

金沢支部 荒井 秋重

私が大阪に出向し、大阪管区警察学校に勤務していた時の事です。昭和5年8月8日、突如、緊急出動命令が下ったのです。「引揚者が暴動を起こしている。」直ちに舞鶴に急行せよとの命令でした。

その頃舞鶴では第二次大戦後に旧ソ連、中国、朝鮮半島に駐留していた日本の軍人らが続々と舞鶴港に引揚て来たのです。引揚者の服装たるやボロボロの軍服、頭は虱だらけ、所持品は腐りかけた飯合一個、乞食よりもあさましき姿であった。「勝って来るぞと勇ま

しく」歓呼の声に送られて出征したその面影は既になく、哀れというしかなかった。ナホトカの冬は厳しく重労働に強いられ疲労と栄養失調のため死亡した者も数多いとの事でした。それこそ聞くも涙、語るも涙……………

引揚船が着く棧橋周辺は出迎えの人で埋まった。生還者との涙の対面が行われた。しかし一方では、帰らぬ息子や夫を待ち、今日も来るか明日も来るかと待ち続け半狂乱の家族も多く、また引揚船が帰って来たに今度もあの子は帰らない、怒涛砕くる岸壁に立つ狂気の如き母の姿も見られた。後に「岸壁の母」として流行歌の舞台ともなった。上陸を拒否する者、また、一方では一刻も早く肉親と会いたいと主張する者との対立が絶えなかった。また、上陸しても防疫業務を拒否し、禁止された外出を強行するもの、それがため伝染病の蔓延が懸念され、婦女子が犯される等、治安警備上憂慮される事態となった。夜間における一般の外出は禁止され舞鶴は文字通り騒然となったのです。

あれから45年戦争の悲惨な歴史を知る人も少なくなった。私も二度応召機多の苦労を経験をしたが私等が経験した苦労とは別な意味の苦労であり、なんとも表現の出来ない複雑な感情にかられるのです。思い出すまいと思いい乍ら思い出す度にこの胸が痛む……………

## 遺言執行人について

小松支部 南出 俊行

今日書店と新聞の夕刊で、同時に同じテーマの文章を見た。それは遺言に関するものです。書店で見たのは、「不動産法律セミナー」で、資格試験受験者用の月刊誌です。新聞は北国新聞で、最近遺言が増加した旨記載して



ありました。

実は私は司法書士も兼務しておりますが、市内の方から遺言で、遺言執行人に選任されており、執行人の受託をお願いされていたのです。公正証書遺言で、亡くなられた方は「包括して遺産全部を〇〇に遺贈する」旨の内容であり、受遺者は相続人ではなく、単独包括遺贈の類型であり、色々な法律問題は最高裁の判決もあり、種々本にて解決するのですが、はたと疑問に思ったのは職務上執行人になれるかどうかです。この場合むしろ行政書士の分野でOKと解釈していたのですが、誌上で南憲一氏が述べておられて安心しました。

## 会 務 日 誌

1月25日	愛知会、岐阜会へ特別委員会委員派遣	5名
1月29日	広報部会	5名
2月3日	石川県士業団体懇話会	3名
2月4日	中西知事告別式出席	1名
2月14日	申請取次行政書士登録承認に係る実務研修会	4名
2月16日	特別委員会	7名
2月18日	行政書士シンポジウム参加(静岡)	3名
3月1日	北陸三県連絡協議会 中部地方協議会理事会、監察、建設担当者会	10名 3名
3月3日	申請取次行政書士登録承認に係る事前研修会	2名 役員2名
3月18日	特別委員会	7名
3月28日	部長会	13名

4月5日	特別委員会	7名
4月9日	中西陽一氏県葬	1名
4月12日	特別委員会	8名
4月16日	経理部会 監査	4名 3名
4月19日	特別委員会	5名
4月28日	理事会	15名
5月9日	名古屋入国管理局との協議会	1名
5月13日	七尾支部総会出席 特別委員会	1名 6名
5月14日	輪島支部総会及び研修会出席	1名
5月16日	特別委員会	8名
5月19日	北陸三県行政書士会合同研修会実施 計画担当者打合せ会	3名
5月20日	金沢支部総会出席	1名
5月24日	社労士会総会出席	1名
5月25日	土地家屋調査士会総会出席	1名
5月26日	正副会長会	4名
5月27日	本会総会188名(本会出席48名、 委任状出席140名)	
5月28日	司法書士会総会出席	1名
6月5～6日	中部地方協議会総会(岐阜)	3名
6月11日	広報部会	5名
6月14日	正副会長会	5名
6月22～23日	日行連総会	3名



## 会員の動き

### 《新入会員》

登録年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
6. 2. 1	輪島	田中花子	〒927-04 鳳至郡能都町字宇出津ヲ90-1	<0768> 62-3364

### 《退会者》

退会年月日	所属支部	氏名	退会事由
6. 1. 12	金沢	小坂繁	死亡
6. 2. 21	七尾	南彦作	廃業
6. 2. 21	小松	寺岡芳	〃
6. 4. 6	金沢	橋本志津江	〃
6. 5. 18	〃	北村誠	〃
6. 4. 30	〃	市川一	所属会変更

### 《登録事項変更》

変更年月日	所属支部	氏名	変更事項	新住所・事務所	電話番号
6. 4. 21	金沢	西一高	事務所・住所	〒921 石川郡野々市町押越2丁目165-4	<0762>48-6182
6. 5. 25	〃	山岸清	住所・住所	〒921 金沢市高尾3丁目8番地2	<0762>98-0387

## 編集後記

◇昨年の北海道南西沖地震から今月で早1年になりますが、今年も世界各地で地震、大水、熱波等自然の脅威にさらされる事例が多く発生しております。更に、宇宙においても木星にすい星が次々と衝突する天体ショーが繰り返されようとしており、改めて自然界の超越したエネルギーを感じます。

◇5月27日（金）本会の定時総会が和倉温泉ホテル美湾荘において開催されました。活発な議論が展開され、会の活性化を願う会員の息吹を感じました。総会は、最高の議決機関であると同時に、会員の意見が最大限に尊重される場であると思います。行政書士になって良かったという声があちこちで聞かれるような会員の為になる会の運営をしたいもので

す。

◇さて、7月29日（金）総務庁行政管理局行政手続法施行準備室長の江澤岸生氏を迎えて「行政手続法について」と題して研修会が、北陸三県行政書士会連絡協議会の主催で、石川地場産業振興センターにおいて開催されます。この研修会は、我々行政書士にとって非常に重要な研修であるとともに、石川県行政書士会にとっても重要なイベントであり、是非とも多数の会員の方々の出席をお願い致します。会員の方々のご支援とご協力によりこの研修会が成功裡に終了するよう期待しています。（F. K）

# 経営事項審査を申請される皆様へ

平成7年度において、公共工事発注機関の入札に参加しようとする建設企業（石川県内に主たる営業所を有する者）が、建設業法第27条の23の規定により経営事項審査申請をするときは、次のとおりとなります。

## 1. 申請先



## 2. 受付期間

- (1) 経営事項審査申請……石川県が定める集合審査日
- (2) 経営状況分析申請……平成6年7月15日から平成6年11月30日までの間

決 算 期	提 出 期 間
5年10月～6年5月	6年7月～8月末日
6年6月～6年7月	～10月末日
6年8月～6年9月	～11月末日

## 3. 提出書類 (経営状況分析申請)

- (1) 経営状況分析申請書
- (2) 審査基準日の決算に係る財務諸表……建設省令により定められた様式で提出して下さい。ただし、消費税の会計処理が「税抜方式」のものに限られます。
- (3) 兼業事業売上原価報告書……兼業事業を営む場合に必要です。
- (4) 申請時の建設業許可通知書の写……経営状況分析申請時において有効なもの。
- (5) 手数料に係る郵便振替払込受付証明書…手数料の額は、16,200円です。  
郵便局又は銀行で払い込んで下さい。
- (6) 経営状況分析申請書受付票……経営状況分析申請が受理されると、後日受付票が返送されます。受付票は、石川県への経営事項審査申請の際の提出書類となります。
- (7) 職 員 数……上記(1)の申請書において、項番43に総職員数の表が記載された用紙（新様式）を使用する場合は、「職員数」の提出は不要です。

(注) 今年度から申請書類の様式が改正されました。なお、旧様式でも申請は可能です。

申請書類は(社)石川県建設業協会販売しております。

◆お問い合わせ先◆

〈建設大臣指定経営状況分析機関〉  
〒921 金沢市弥生2丁目1-23 (石川県建設総合センター3F)  
**(財)建設業情報管理センター石川県支部**  
☎0762-42-3551(代)

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

様式第二十五号の六 (第十九条の二関係)

(表 面)

(用紙B4)

100010

### 経営事項審査申請書

建設業法第27条の23第1項の規定により、経営に関する客観的事項の審査の申請をします。

平成 年 月 日

主たる営業所の所在地

建設大臣 知事 股 申請者 印

項番 大臣コード

申請時の許可番号 01 建設大臣知事許可(一般) 第 5 号

前回の申請時の許可番号 02 建設大臣知事許可(一般) 第 号

審査基準日 03 平成 年 月 日

法人又は個人の区分 04 (1. 法人) (2. 個人)

(フリガナ) 05

商号又は名称 06

主たる営業所の電話番号 07

土建大左と石屋電管夕網筋ほしゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清

許可を受けている建設業 08 (1. 一般) (2. 特定)

審査対象建設業 09 (1. 審査対象)

自己資本額 (千円) 10

自己資本額	法人用			個人用	
	繰上返済	利益処分 (損失超過)	合計	繰上返済	繰上返済
資本金等	千円	千円	千円	前払資本金	千円
法定準備金				引当金	
任意積立金				引当金	△
次期繰越利益 (次期繰越損失)				引当金	(引当金)
合計				合計	

技術職員の数 (人) 建設業に従事する職員の数 (人)

職員数 11 建設業に従事する使用人 人数 人数 人数 人数 人数

営業年数 12 (年)

初めて許可(発給)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 年 月 日		

(行政庁側記入欄)

土木事務コード 整理番号

13

工事種類別完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

申請事務担当者 部長名 担当者名 電話番号

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

現 行 様 式

様式第二十五号の六（第十九条の二関係）

（用紙 B 4）



（表面）

経 営 事 項 審 査 申 請 書

建設業法第27条の23第1項の規定により、経営に関する客観的事項の審査の申請をします。

平成 年 月 日

主たる営業所の所在地

建設大臣 \_\_\_\_\_ 殿 申請者 \_\_\_\_\_ 印  
知事 \_\_\_\_\_

大臣コード

申請時の許可番号 [0][1][ ][ ] 建設大臣許可(設-特)第 [ ][ ][ ][ ][ ][ ] 号

前回申請時の許可番号 [0][2][ ][ ] 建設大臣許可(設-特)第 [ ][ ][ ][ ][ ][ ] 号

継続・新規の区分 [0][3][ ] (1. 継続 2. 新規、その他)

法人又は個人の区分 [0][4][ ] (1. 法人 2. 個人)

(フリガナ) [0][5][ ]

商号又は名称 [0][6][ ]

主たる営業所の電話番号 [0][7][ ]

許可を受けている建設業 [0][8][ ] (1. 一般 2. 特定)

審査対象建設業 [0][9][ ]

(千円)

自己資本額	直前決算時	前年(前年)	計	決算書の増減額	合計
[1][0][ ]	千円	千円	千円	千円	千円
資本金等					
準備金・積立金					
負債等(負債)					
計					

職員数 [1][1][ ][ ][ ][ ][ ][ ] (人数に就業者) 1級技術者 [ ][ ][ ][ ][ ] (人) 2級技術者 [ ][ ][ ][ ][ ] (人) その他の技術者 [ ][ ][ ][ ][ ] (人)

営業年数 [1][2][ ][ ][ ] (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
平成 年 月 日		

(行政庁側記入欄) 土木事務所コード 整理番号

[1][3][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ]

工事種類別完成工事高については別表による。

申請事務担当者

郵便名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合は折り曲げマーク(A)の所で折り曲げて下さい。）



# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

(裏面)

### 記載要領

- 1 「建設大臣知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 2 太線の枠内には記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰め、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設□□のように左詰めで記入すること。
- 4 01「申請時の許可番号」の欄における「大臣知事コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。また、許可番号については、例えば001234のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 5 02「前回申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
- 6 03「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日を記入し、例えば審査基準日が平成6年6月30日であれば、06年06月30日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 7 05「商号又は名称の〔フリガナ〕」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 8 06「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。

(例) 甲建設□□  
乙建設□□

種類	略号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合資会社	(資)
合名会社	(名)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 9 07「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ(ハイフン)で区切り、例えば06-942-1411のように左詰めで記入すること。
- 10 08「許可を受けている建設業」の欄は、申請する時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	ほ装工事業(ほ)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 11 09「審査対象建設業」の欄は、経営事項審査を受けようとする建設業について10の表の( )内に示された略号のカラムに「1」と記入すること。
- 12 10「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(基準決算)における自己資本の額を記入し、表内には当該自己資本の額の内訳を記載すること。この場合において、法人用の「資本金等」の欄には、資本金及び新株式払込金(又は新株申込証拠金)の合計額並びに利益処分における資本金の額をそれぞれ所定の欄に記載すること。なお、外国建設業者で建設大臣が認定した企業集団に属するものは、当該企業集団について認定を受けた自己資本の額を記入すること。
- 13 11「職員数」の欄のうち、技術職員の数については、別紙二に記載した技術職員の人数の合計を記入すること。  
建設業に従事する職員の数については、審査基準日における建設業に従事する職員の数を記入し、表内には総職員数の内訳を記載すること。この場合において「建設業に従事する使用人」の欄には、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で建設業に従事するものの数を記載し、「常勤の役員等」の欄には、法人にあつては業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあつてはその者又はその支配人で常勤のもの数を記載し、「兼業事業に従事する使用人」の欄には、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で建設業以外の事業に従事するものの数を記載すること。なお、外国建設業者で建設大臣が認定した企業集団に属するものは、当該企業集団について認定を受けた職員の数を記入すること。
- 14 12「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。なお、外国建設業者については、建設大臣が認定した外国における営業年数を加えた営業年数を記入するか、又は当該外国建設業者が建設大臣の認定を受けた企業集団に属する場合には当該企業集団について認定された営業年数を記入すること。



# 現 行 様 式

(裏 面)

**記載要領**

- 1 「建設大臣 及び 「政 符」については、不要のものを消すこと。
- 2 太線の枠内には記載しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば④④④④⑦④□□□□のように左詰めで記入すること。
- 4 ⑩①「申請時の許可番号」の欄における「大臣コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。また、「許可番号」の欄は、例えば⑩①①②③④のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 5 ⑩②「前回申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
- 6 ⑩③「地域・新規の区分」の欄は、前年度において建設事項審査を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。
- 7 ⑩⑤「商号又は名称の〔フリガナ〕」の欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記載しないこと。
- 8 ⑩⑥「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。

(例 ③④⑦④④④④④  
②④④④④④④④)

種 類	略 号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合資会社	(資)
合名会社	(名)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 9 ⑩⑦「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば⑩③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように左詰めで記載すること。
- 10 ⑩⑧「許可を受けている建設業」の欄は、申請する時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	はり工事業 (はり)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

- 11 ⑩⑨「審査対象建設業」の欄は、経営事項審査を受けようとする建設業について10の表の( )内に示された略号のカラム「1」と記入すること。
- 12 ⑩⑩「自己資本額」の欄は、審査の申請をする日の属する年度の10月1日（以下「審査基準日」という。）の直前の営業年度の決算における自己資本の額（直前決算後、審査基準日の前日までの間に増減資があつた場合においては、当該増減資の額を加減した額）を記入すること。また、表内には自己資本の額の内訳を記載すること。この場合において「資本金等」の欄には、法人にあつては資本金及び新株式払込金（又は新株申込証換金）の合計額を、個人にあつては両首資本金の額を記載すること。また、「準備金・積立金」の欄には法定準備金及び任意積立金の合計額を記載すること。
- 13 ⑩⑪「職員数」の欄は、審査基準日の前日における建設業に従事する職員数を記入すること。1級技術者、2級技術者及びその他技術者の欄には別表(四)の分類に従い該当する者の人数を記載すること。
- 14 ⑩⑫「営業年数」の欄は、審査基準日の前日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く）を記載すること。また、表内には営業年数に係る沿革を記載すること。

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

別紙一

(表 面)

(用紙B4)

10011

### 工事種別別完成工事高

申請者

	〔審査基準日以前24か月間〕 の決算(基準決算を除く)	〔基準決算〕
項番	年 月 年 月 1 3 5 10	年 月 年 月 15
営業年度	21 決算期間自 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 至 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	自 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 至 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	基準決算の前々々期 年 月～年 月 基準決算の前々期 年 月～年 月 基準決算の前期 年 月～年 月	
工事種別別年間 平均完成工事高	業 種 コ ー ド	
	工事種別別完成工事高(千円)	工事種別別完成工事高(千円)
	22 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
_____ 工事 _____ 千円	完成工事高 計 算 表 基準決算の前々々期 基準決算の前々期 基準決算の前期	
	22 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
_____ 工事 _____ 千円	基準決算の前々々期 基準決算の前々期 基準決算の前期	
	22 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
_____ 工事 _____ 千円	基準決算の前々々期 基準決算の前々期 基準決算の前期	
	22 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
_____ 工事 _____ 千円	基準決算の前々々期 基準決算の前々期 基準決算の前期	
その他工事	23 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
_____ 千円	基準決算の前々々期 基準決算の前々期 基準決算の前期	
合 計	24 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
_____ 千円		

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

現 行 様 式

別表

(用紙 B 4)  
00011

工事種類別完成工事高表

営業年度	〔直前第2期以前の決算より〕										〔直前第1期の決算より〕										
	項番	年 月					年 月					年 月					年 月				
21	決算期間自					至					自					至					
	決算4期					～					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					
工事種類別年間平均完成工事高	業 種 コード										工事種類別完成工事高(千円)										
工事	22																				
千円	完成工事高					計算表					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					
工事	22																				
千円	決算4期					～					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					
工事	22																				
千円	決算4期					～					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					
工事	22																				
千円	決算4期					～					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					
その他工事	23																				
千円	決算4期					～					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					
合 計	24																				
千円	決算4期					～					決算4期					～					
	決算3期					～					決算3期					～					
	決算2期					～					決算2期					～					

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げて下さい。)

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

(裏面)

### 記載要領

- ②①「営業年度」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）からさかのぼって24か月になるまでの各営業年度の期間を、審査基準日の決算（基準決算）に係る営業年度の期間とその他の営業年度の期間に分けて記入すること。
- 「工事種類別年間平均完成工事高」の欄は、建設工事の種類及び当該工事の年間平均完成工事高を記載すること。なお、外国建設業者で建設大臣が認定した企業集団に属するものは、当該企業集団について認定を受けた工事種類別年間平均完成工事高を記載すること。
- ②②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する建設工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。  
完成工事高計算表の欄は、②①で記入した各営業年度ごとに完成工事高を記載すること。ただし、最も古い営業年度の完成工事高については次式による。

$$\text{最も古い営業年度の完成工事高} \times \frac{\text{24か月-他の営業年度に含まれる月数}}{\text{最も古い営業年度に含まれる月数}}$$

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	ほ装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゅんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事		
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事		

- ②③「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入すること。
- ②④「合計」の欄は、②②及び②③に記入した完成工事高の合計を記入すること。
- この表は審査対象建設業に係る建設工事5種類ごとに作成すること。この場合、「その他工事」、「合計」は最後の用紙のみに記入すること。

## 現 行 様 式

(裏 面)

## 記載要領

- 1 ②①「営業年度」の欄は審査基準日の直前の営業年度の決算日からさかのぼって24ヶ月になるまでの各営業年度について記載すること。
- 2 「工事種類別年間平均完成工事高」の欄は、建設工事の種類及び当該工事の年間平均完成工事高を記載すること。
- 3 ②②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する建設工事の種類に応じ、該当するコードをコラムに記入すること。  
完成工事高計算表の欄は、②①で記載した各営業年度ごとに完成工事高を記載すること。ただし、最も古い営業年度の完成工事高については次式による。

$$\text{最も古い営業年度の完成工事高} \times \frac{24\text{ヶ月}-\text{他の営業年度に含まれる月数}}{\text{最も古い営業年度に含まれる月数}}$$

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	は装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゅんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事		
10	メカ・電機・プロット工事	20	機械器具設置工事		

- 4 ②③「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記載すること。
- 5 ②④「合計」の欄は、②②及び②③に記載した完成工事高の合計を記載すること。
- 6 この表は審査対象建設業に係る建設工事5種類ごとに作成すること。この場合、「その他工事」、「合計」は最後の用紙のみに記入すること。

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

別紙二

(表 面)

(用紙B4)

10016

### 技術職員名簿

申請者 \_\_\_\_\_

申請時 項番 大臣 知事コード  
 許可番号 94 00 建設大臣許可(特 000) 第 00000000 号  
 審査基準日 95 平成 00 年 00 月 00 日  
 頁 数 96 000 頁

氏 名	生 年 月 日	記号	有 資 格 区 分 コ ー ド	実務経験者 担当業種 コ ー ド	資格者証文付番号
		A			
		B			
		C			
		D			
		E			
		F			
		G			
		H			
		I			
		J			
		K			
		L			
		M			
		N			
		O			
		P			
		Q			
		R			
		S			
		T			

従来より一化して来たが、か I種別  
 一化して。

(裏面の記載要領に従い記載すること。)



# 現 行 様 式

様式第二十五号の九（第十九条の三関係）

（表 面）

（用紙B4）

技 術 職 員 名 簿

申 請 者

氏 名	生 年 月 日	技術職員区分	有資格区分	資格者証交付番号
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		
		1 2 3		

（裏面の記載要領に従い記載すること。）

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

(裏面)

### 記載要領

- この名簿には、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者全員について作成すること。
- 「建設大臣知事」及び「一般特」については、不要のものを消すこと。
- で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないよう数字を記入すること。例えば□□①②のように右詰めで記入すること。
- ⑨④「申請時の許可番号」の欄における「大臣知事コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(イ)の分類に従い該当するコードを記入すること。また、許可番号については、例えば①②③④のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- ⑨⑤「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日を記入し、例えば審査基準日が平成6年6月30日であれば、①⑥年①⑥月③①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- ⑨⑥「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば①①③、12枚目であれば①①②のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格について別表(四)の分類に従い該当するコードを記載すること。この場合において、当該技術職員の保有する資格の数が5つ以下のときは、

1	1	1	2	1	2	1	1	1	3	:	:	:	:
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

のように左詰めで記載し、保有する資格の数が6つ以上のときは、次の要領で記載すること。なお、1人の技術職員について有資格区分コードが2頁にわたらないように記載すること。

1	1	1	2	1	2	1	1	1	3	2	1	4	2	1	5
2	1	6	1	2	0	2	2	1	2	2	2	2	2	2	3
1	2	7	2	2	8	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

- 「氏名」及び「生年月日」の欄は、資格を6つ以上保有するため資格区分コードの記載が2段以上にわたるときは、最上段の欄のみ記載すること。
- 「記号」の欄は、資格を6つ以上保有するため資格区分コードの記載が2段以上にわたるときは、氏名及び生年月日が記載されていない段の「B～T」のアルファベットを消し、当該アルファベットの下の欄に「+」を記載すること。
- 「実務経験者担当業種コード」の欄は、「有資格区分コード」の欄に「001」、「002」、「003」、「004」又は「099」の記載がある実務経験者についてのみ、当該実務経験者が主に担当している建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記載すること。当該実務経験者が資格を6つ以上保有するため資格区分コードの記載が2段以上にわたるときは、最後の段のみ実務経験者担当業種コードを記載すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼橋造土工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業		
	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 外国建設業者については、建設大臣が認定した外国の技術職員を加えて技術職員を記載するか、又は当該外国建設業者が建設大臣の認定を受けた企業集団に属する場合には当該企業集団について認定を受けた技術職員を記載すること。この場合、「有資格区分コード」の欄には、別表(四)及び別表(五)の分類に従い該当するコードを記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

## 現 行 様 式

## (裏 面)

## 記載要領

- 1 この名簿は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者全員について25人ごとに作成すること。
- 2 「技術職員区分」の欄には、別表(四)の分類に従い1級技術者については1を、2級技術者については2を、その他の技術者については3をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 「有資格区分の欄」には、技術職員区分に対応する法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハ(法第7条第2号ハ該当又は法第15条第2号イ該当については、当該技術者の有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

改正様式

別紙三

(表面)

(用紙B4)

10015

その他の審査項目 (社会性等)

申請者

労働福祉の状況

- 雇用保険加入の有無 項番 82  (0無、1有、2適用除外)
- 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 83  (0無、1有、2適用除外)
- 賞金不払の件数 84   件
- 建設業退職金共済組合加入の有無 85  (0無、1有)
- 退職一時金制度導入の有無 86  (0無、1有)
- 企業年金制度導入の有無 87  (0無、1有)
- 法定外労働災害補償制度加入の有無 88  (0無、1有)

工事の安全成績

- 業務災害による死亡者の数 項番 89  人  人  
前年 前々年
- 業務災害による負傷者の数 90  人  人  
前年 前々年

業務災害の種類		(1)	(2)	(3)	合計
業務災害による死亡者の数	前年	人	人	人	人
	前々年	人	人	人	人
業務災害による負傷者の数	前年	人	人	人	人
	前々年	人	人	人	人

建設業経理事務士等数

- 一級建設業経理事務士等の数 項番 91  人
- 二級及び三級建設業経理事務士の数 92  人  人  
二級 三級

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

現 行 様 式

[The main body of the page is a large, empty rectangular frame, likely intended for a drawing or diagram.]

10

10

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

(裏面)

### 記載要領

- 1 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 2 の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合は「0」を、提出している場合は「1」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「2」を記入すること。
- 3 の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての都道府県知事(健康保険にあつては健康保険組合を含む。)に対する届出を、行っていない場合は「0」を、行っている場合は「1」を、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「2」を記入すること。
- 4 の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の直前1年の間に、直接労働者に賃金支払を行わなかった件数を記入すること。  
審査基準日の直前1年の間とは、例えば審査基準日が平成6年6月30日であれば、平成5年7月1日から平成6年6月30日までの期間をいう。
- 5 の欄は、審査基準日において、建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合との間で、退職金共済契約を締結していない場合は「0」を、締結している場合は「1」を記入すること。なお、外国建設業者については、同等の制度に加入していると建設大臣が認定した場合は「1」を記入すること。
- 6 の欄は、審査基準日において、次のいずれにも該当しない場合は「0」を、いずれかに該当する場合は「1」を記入すること。
  - ・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
  - ・中小企業退職金共済事業団との間で退職金共済契約が締結されていること。
  - ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 なお、外国建設業者については、上記のいずれかと同等の制度を導入していると建設大臣が認定した場合は「1」を記入すること。
- 7 の欄は、審査基準日において、厚生年金基金の設立又は法人税法に規定する適格退職年金契約の締結を行っていない場合は「0」を、そのいずれかを行っている場合は「1」を記入すること。なお、外国建設業者については、同等の制度を導入していると建設大臣が認定した場合は「1」を記入すること。
- 8 の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結していない場合は「0」を、締結している場合は「1」を記入すること。なお、外国建設業者については、同等の制度に加入していると建設大臣が認定した場合は「1」を記入すること。
- 9 及びの欄は、審査基準日の属する年の前年及び前々年に国内において発生した次に掲げる業務災害による死亡者及び負傷者(当該業務災害により連続4日以上休業した者に限る。以下同じ。)の人数の合計をそれぞれ記入し、表内には次に掲げる(1)から(3)までの区分に従い業務災害による死亡者及び負傷者の内訳を記載すること。
  - (1)申請者が発注者から直接請け負った建設工事について発生した業務災害
  - (2)申請者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害(①に掲げる業務災害を除く。)
  - (3)申請者から建設工事(①に掲げる建設工事を除く。)を直接請け負った者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害
 審査基準日の属する年の前年及び前々年とは、例えば審査基準日が平成6年6月30日であれば、平成5年1月1日から平成5年12月31日までの期間を前年といい、平成4年1月1日から平成4年12月31日までの期間を前々年という。  
また、共同企業体に参加した際に発生した業務災害については、出資比率に応じて死亡者及び負傷者の数を按分すること。小数点以下の端数がある場合は、小数点以下第3位を四捨五入すること。  
なお、外国建設業者で建設大臣が認定した企業集団に属するものは、当該企業集団について認定を受けた死亡者及び負傷者の数を記入すること。
- 10 及びの欄のうち、1級建設業経理事務士等の数については、1級建設業経理事務士のほか公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者の人数の合計を記入すること。なお、外国建設業者については、1級建設業経理事務士等、2級建設業経理事務士若しくは3級建設業経理事務士と同等以上の潜在的能力を有する者として建設大臣が認定した者の人数を、それぞれ1級建設業経理事務士等の数、2級建設業経理事務士の数若しくは3級建設業経理事務士の数に加えて記入するか、又は当該外国建設業者が建設大臣の認定を受けた企業集団に属する場合には当該企業集団について認定を受けたこれらの数を記入すること。

現 行 様 式



# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

様式第二十五号の八(第十九条の十関係)

(表 面)

(用紙B4)

10012

### 経営状況分析申請書

建設業法第27条の26第1項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析を申請します。

平成 年 月 日

指定経営状況分析機関代表者

股 申請者 印

項番	大臣 知事	コード	
申請時の 許可番号	31	<input type="text"/>	建設大臣許可(股特) 第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号
前回申請時 の許可番号	32	<input type="text"/>	建設大臣許可(股特) 第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号
審査基準日	33	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
法人又は個人 の区分	34	<input type="text"/>	(1: 法人) (2: 個人)
(フリガナ)	35	<input type="text"/>	
商号又は名称	36	<input type="text"/>	
主たる営業所の 電話番号	37	<input type="text"/>	
(フリガナ)	38	<input type="text"/>	
代表者又は 個人の氏名	39	<input type="text"/>	
郵便番号	40	<input type="text"/>	
主たる営業所の 所在地市区 町村コード	41	<input type="text"/>	
主たる営業所の 所在地	42	<input type="text"/>	
総職員数	43	<input type="text"/>	(人)

総職員数	建設業に従事する 使用人	常勤の役員等	小計 (建設業に従事 する職員の数)	建設業に従事 する使用人	合計
	人	人	人	人	人

(指定経営状況分析機関記入欄)

指定機関コード 整理番号

44   -

申請事務担当者

部署名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

# 現 行 様 式

様式第二十五号の十(第十九条の十関係)

(用紙 B4)

00012

## 経 営 状 況 分 析 申 請 書

建設業法第27条の26第1項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析を申請します。

平成 年 月 日

(指定経営状況分析機関)

財団法人 建設業情報管理センター

理 事 長 川 上 幸 郎 殿 申請者 \_\_\_\_\_ 印

申請時の 許可番号	31	大臣コード 知事	建設大臣 知事許可(般-特)	第	5	号
前回申請時 の許可番号	32		建設大臣 知事許可(般-特)	第		号
継続・新規 の区分	33		(1. 継続 2. 新規、その他)			
法人又は個人 の区分	34		(1. 法人 2. 個人)			
(フリガナ)	35					
商号又は名称	36					
主たる営業所の 電話番号	37					
(フリガナ)	38					
代表者又は 個人の氏名	39					
郵便番号	40					
主たる営業所の 所在地市区 町村コード	41					
主たる営業所の 所在地	42					
総職員数	43					(人)

(指定経営状況分析機関記入欄)

指定機関コード 整理番号  
44 3 5 10

申請事務担当者

部署名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

(裏面)

### 記載要領

- 1 「建設大臣知事」及び「一般特」については、不要のものを消すこと。
  - 2 太線の枠内には記入しないこと。
  - 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲種建築師□□□□のように左詰めで記入すること。
  - 4 31「申請時の許可番号」の欄における「大臣知事コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表付の分類に従い該当するコードを記入すること。また、許可番号については、例えば001234のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
  - 5 32「前回申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
  - 6 33「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日を記入し、例えば審査基準日が平成6年6月30日であれば、06年06月30日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
  - 7 35「商号又は名称の〔フリガナ〕」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
  - 8 36「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。  
例 3 株 甲 建築 師  
2 建築 師 甲 種 □ □
- | 種 類  | 略 号 |
|------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 有限会社 | (有) |
| 合資会社 | (資) |
| 合名会社 | (名) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 9 37「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ-(ハイフン)で区切り、例えば06-9442-1141のように左詰めで記入すること。
  - 10 38「代表者又は個人の氏名の〔フリガナ〕」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
  - 11 39「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
  - 12 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（自治省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
  - 13 42「主たる営業所の所在地」の欄には、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」については-(ハイフン)を用いて、例えば 2-1-3 のように記入すること。
  - 14 43「総職員数」の欄には、審査基準日における全ての職員の数を記入し、表内には総職員数の内訳を記載すること。この場合において「建設業に従事する使用人」の欄には、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で建設業に従事するものの数を記載し、「常勤の役員等」の欄には、法人にあつては業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあつてはその者又はその支配人で常勤のもの数を記載し、「兼業事業に従事する使用人」の欄には、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で建設業以外の事業に従事するものの数を記載すること。なお、外国建設業者で建設大臣が認定した企業集団に属するものは、当該企業集団について認定を受けた職員の数を記入すること。

貼付

# 現 行 様 式

## 記 載 要 領

- 1 「種別大知事」及び「業務」については、不要のものを消すこと。
  - 2 太線の枠内には記載しないこと。
  - 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲種商号□□のように左詰めで記入すること。
  - 4 31「申請時の許可番号」の欄における「大知事コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い該当するコードを記入すること。また、「許可番号」の欄は、例えば001234のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
  - 5 32「前回申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
  - 6 33「継続・新規の区分」の欄は、前年度において経営事項審査を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。
  - 7 35商号又は名称の「（フリガナ）」の欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記載しないこと。
- 8 36「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。

（例 □種甲種商号  
種商号□南□□）

種 類	略 号
株 式 会 社	（株）
有 限 会 社	（有）
合 資 会 社	（資）
合 名 会 社	（名）
協 同 組 合	（同）
協 業 組 合	（業）
企 業 組 合	（企）

- 9 37「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-580-4311のように左詰めで記載すること。
- 10 38代表者又は個人の氏名の「（フリガナ）」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
- 11 39「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記載すること。
- 12 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（自治省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記載すること。
- 13 42「主たる営業所の所在地」の欄には、12により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば西宮区2-1-3のように記載すること。
- 14 43「総職員数」の欄には、審査の申請をする日の属する年度の10月1日の直前の営業年度の終了の日における全ての職員の数を記入すること。

郵便振替払込受付証明書  
貼 付 欄

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

様式第二十五号の七 (第十九条の三関係)

(用紙B5)

### 兼業事業売上原価報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

千円

#### 兼業事業売上原価

期首商品 (製品) たな卸高	×××
当期商品仕入高	×××
当期製品製造原価	×××
合 計	<u>××××</u>
期末商品 (製品) たな卸高	△ ×××
兼業事業売上原価	<u>×××</u>

#### (当期製品製造原価の内訳)

材 料 費	×××
労 務 費	×××
経 費	×××
(うち 外注加工費)	( ×× )
小計 (当期総製造費用)	×××
期首仕掛品たな卸高	×××
計	<u>××××</u>
期末仕掛品たな卸高	△ ×××
当期製品製造原価	<u>×××</u>

#### 記載要領

- 1 建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業 (以下「兼業事業」という。)に係る売上原価について記載すること。
- 2 二以上の兼業事業を営む場合はそれぞれの該当項目に合算して記載すること。
- 3 「(当期製品製造原価の内訳)」は、当期製品製造原価がある場合に記載すること。
- 4 「兼業事業売上原価」は損益計算書の兼業事業売上原価に一致すること。

## 現 行 様 式

様式第二十五号の七（第十九条の三関係）

## 兼業売上原価報告書

自 年 月 日  
至 年 月 日

(申請者) \_\_\_\_\_

製 造 原 価	千円
I 材 料 費	.....
II 労 務 費	.....
III 経 費	.....
(うち 外注加工費)	(.....)
当期総製造費用	.....
期首仕掛品たな卸高	.....
合 計	=====
期末仕掛品たな卸高	.....
当期製品製造原価	.....
 兼業売上原価	
期首商品(製品)たな卸高	.....
当期商品仕入高	.....
当期製品製造原価	.....
合 計	=====
期末商品(製品)たな卸高	.....
兼業売上原価	.....

## 記載要領

- 1 建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）に係る売上原価について記入すること。
- 2 兼業事業として、製造業を営んでいる場合は、「製造原価」及び「兼業売上原価」のいずれにも記入し、兼業事業として、製造業以外の事業のみを営んでいる場合は、「兼業売上原価」のみ記入すること。



経営事項審査関係様式新旧対照表

(通達関係)

改 正 様 式

削 除

現 行 様 式

様式第2号

(用紙 B4)

00013

経 営 事 項 審 査 変 更 届 出 書

平成 年 月 日付けで申請した、経営事項審査申請の一部に変更があつたので届出をします。

平成 年 月 日

建設大臣 知事 \_\_\_\_\_ 殿 届出者 \_\_\_\_\_ 印

大臣コード  
知事 \_\_\_\_\_  
請 時 の 可 番 号 5100 建設大臣許可(般-00)第 000000 号

	(変更前) (千円)	(変更後) (千円)
己資本額	52000000	00000000
役員に就する職員の数	53000000 (人)	00000000 (人)
級技術者	54000000 (人)	00000000 (人)
級技術者	55000000 (人)	00000000 (人)
の他の術者	56000000 (人)	00000000 (人)

(単位：千円)

	変更前の合計	決算後の増減額	合 計
自 己 資 本 額			
資 本 金 等			
準備金・積立金			
次期繰越利益 (次期繰越損失)			
計			

- 注) 1 国〇〇「申請時の許可番号」の欄は、経営事項審査申請書の国〇〇「申請時の許可番号」欄に記入したものと同一番号を記入すること。  
 2 国〇〇から国〇〇までの欄は、変更のあつた項目について変更前、変更後の双方について記入すること。  
 3 自己資本額について変更があつた者については、変更の状況を下記の表に記入すること。

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク( )の所で折り曲げて下さい。)

申請事務担当者

部 門 名 \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(建設業法施行規則関係)

## 改正様式

様式を削除し、経営事項審査申請書及び経営状況分析申請書に次の表を挿入した。

総職員数	建設業に従事する使用人	常勤の役員等	小計 (建設業に従事する 職員の数)	兼業事業に従事する使用人	合計
	人	人	人	人	人

現 行 様 式

(用紙B5)

様式第二十五号の八 (第十九条の三関係)

職 員 数

申請者

使 用 人		役	員 等		合 計
建設業に従事する使用人	兼業事業に従事する使用人		その他の役員等	非常勤である者	
法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の使用人	代表権を有する役員等(うち法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者)	常勤である者(うち法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者)		
人	人	人	人		人

記載要領

- 1 「使用人」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者とする。
- 2 「役員等」は、法人である場合においては業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。
- 3 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。



現 行 様 式

(用紙B4)

様式第3号  
経営事項審査結果通知書

(郵便番号) 〒XXXX-XX  
(住 所) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
(商号名称) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
(代表者) XXXXXXXXXXXXXXX 様

昭和29年29月29日

建設大臣  
〇〇〇〇知事

経営に関する各勤事事項の審査結果を下記のとおり通知します。

〇〇〇〇知事許可  
市区町村コード  
電話番号  
XX-ZZZZZ9号  
XXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

許可許可 区分	区別	業種	業 種	年 間 平 均	評 点 (A)	数 値 (P)	説 明	評 点	数 値	備 考
一 般 特 定	01 02 03 04 05 06 07 08 09	建設工事の運用	建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	自己資本額	Z29	Z2,222,222,229	建設工事高
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	建設工事高に占める
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	建設工事高の割合 (%)
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
特 定	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	建設工事の運用	建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事高	Z29	Z2,222,222,229	建設工事高
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	建設工事高に占める
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	建設工事高の割合 (%)
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	
			建設工事の運用	2,222,222,222	222	2,222,222,222	建設工事総利益	Z9	Z2,222,222,229	

$$\text{総合評点 (Y)} = \frac{1}{70}X_5 + \frac{1}{40}Y + \frac{1}{55}Z$$

$$\text{総合指数} = (1 + \frac{1}{70}X_5 + \frac{1}{40}Y + \frac{1}{55}Z)$$

合計 2,222,222,222 2,222,222,222



# 経営事項審査関係様式新旧対照表

(通達関係)

## 改正様式

様式第1号

工事種別別完成工事高付表

(用紙B5)

申請者 \_\_\_\_\_

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

## 現 行 様 式

様式第1号

(用紙B5)

## 工事種類別完成工事高付表

申請者 \_\_\_\_\_

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。



現 行 様 式

(用紙B4)

経営事項審査結果通知書

昭和29年29月29日

様式第3号 (郵便番号) 〒XXX-XX (住所) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (商号名称) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (代表者) XXXXXXXXXXXX 殿

昭和29年29月29日 建設大臣 (印)

経営に関する客観的事項の審査結果を下記のとおり通知します。

〇〇〇〇知事許可 市区町村コード XXXXX 電話番号 XXXXXXXXXXXXXXX

(金額単位：千円)

Table with columns: 許可許可, 区分業種建設工事の種別, 元 成 工 業, 年 間 平 均, 評 点 (X), 総 介 紹 介, 記 記, 評 点 (Y), 数 値, 評 点, 当 該 業 種, 未 成 工 業 支 出 金, 資 産 債 権, 借 入 金, 未 成 工 業 受 入 金, 借 入 金, 自 己 資 本, 完 成 工 業 支 出 金, 完 成 工 業 債 権 利 益, 材 料 費, 労 務 費, 寄 与 外 債 権, 支 払 外 債 権, 借 入 金, 完 成 工 業 常 利 益, 総 額 員 数, 資 本 金, 総 利 潤 上 場 に 占 め る 完 成 工 業 業 績 の 割 合 (%)

総合評点(Y) = 1/10 \* Xg + 1/40 \* Y + 1/15

総合評価 (1 + 1/10 \* Xg + 1/40 \* Y + 1/15)

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

2.222.222.222

